

(労法) 発 第 508 号
2017 年 7 月 19 日

会員代表者各位

一般社団法人 日本経済団体連合会
会 長 榊 原 定 征

年休取得促進に向けた重点取り組みのお願い
【トップが主導「年休 3！4！5！」】

拝啓 ますますご清祥のことと存じあげます。

昨今、年次有給休暇（以下、年休）の取得促進につきましては、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現のみならず、観光振興や消費喚起の観点からも、その重要性が高まっております。

政府では、2020 年までの目標値として年休取得率 70%を掲げておりますが、現状は 50%を切る状況が続いております(注1)。そのような中、経団連企業会員の年休取得率は 64%と比較的高い水準を維持しており(注2)、政府目標を実現するフロントランナーとして、果たす役割や期待は大きいと考えております。

昨年 8 月には、年休取得促進キャンペーンとして、「トップが主導『年休 3！4！5！』」の取り組み実施を会員企業にお願いいたしました。経団連フォローアップ調査(注2)では、同キャンペーンの認知度は約 7 割にのぼるものの、実際に取り組みを実施した企業は 5 割弱に留まっております。

そこで、本年も引き続き、同キャンペーンを継続することといたしました。会員企業の皆様におかれましては、下記の取り組み実施について、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、年 3 日程度の追加的な年休の取得促進にあたっては、プレミアムフライデー(注3)や学校休業日(注4)にあわせた年休取得について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

敬 具

記

【トップが主導「年休 3！4！5！」】

- ①年 3 日程度の追加的な年休の取得に取り組む
- ②年休と土日・祝日を組み合わせて 4 連休をつくる
- ③年休の取得日数が 5 日未満の従業員が生じないよう取り組む (注5)

注1：厚生労働省「平成28年就労条件総合調査」（2017年2月28日）

注2：経団連「2017年労働時間等実態調査集計結果」（2017年7月18日）

注3：「日本再興戦略2016」における「官民戦略プロジェクト10」の一環として、毎月の月末金曜日に、人々が日常より少し豊かな時間を過ごす習慣を創り、その定着を目指す官民を挙げた取り組みです。2016年12月、会員企業代表者宛に「プレミアムフライデー実施期間における柔軟な働き方推進へのご協力をお願い」を发出し、プレミアムフライデー当日の半日有給休暇（全日・時間単位を含む）の取得促進などの協力をお願いしております。

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2016/1213.html>

注4：経団連「年次有給休暇の取得促進について」（2016年3月16日）において、観光振興の観点から、学校休業日の分散化等の取り組みにあわせて、各社の実情に応じ、年3日程度の追加的な年休取得の促進の検討をお願いしております。

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2016/0315.html>

注5：継続審議扱いになっている改正労働基準法改正法案には、「10日以上年休取得付与される労働者に対して、年5日の年休を取得させる義務」が使用者に課せられており、改正法案に対応できる体制を早期に整備することが望まれます。経団連「2017年労働時間等実態調査」では、年休取得率が5日未満の者は、管理監督者で約22%、一般労働者で約11%となっております。

【ご参考】2017年度働き方改革の推進に向けた経団連の活動 ～働き方改革 CHALLENGE 2017～

1. 「働き方改革アクションプラン」の策定・公表
2. 長時間労働につながる商慣行是正に向けた共同宣言（9月実施予定）
3. **年休取得促進キャンペーンの実施**
【トップが主導「年休 3！4！5！」】
4. 周知活動の展開（経団連ホームページで公開予定）
 - リレーセミナーの開催
 - ① 企業主導型保育事業に関する説明会（4/6）
 - ② テレワーク・デイイベント（7/18）
 - ③ 連合と経済4団体共催による「働き方改革シンポジウム」（今秋開催予定）
 - ④ 地方開催による「働き方改革セミナー」（11/22開催予定）
 - ⑤ 関経連との共催による「働き方改革セミナー」（今冬開催予定）
 - ⑥ ダイバーシティ・マネジメントセミナー（今冬開催予定）
 - 「月刊経団連」（8月号）において、働き方改革を特集
 - 「働き方改革事例集」の策定（今秋公表予定）
（長時間労働削減、育児・介護支援、治療と仕事の両立支援、テレワーク等の取り組み）
 - 「2018年版 経労委報告」を通じた働き方改革の理解促進（2018年1月予定）

以上